

# テナント補助事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業者の事業継続を支援するため**店舗の家賃の一部**を補助します。

## 給付額

家賃相当額の月額2分の1で上限5万円を3ヶ月分（令和2年3月から5月分家賃相当額）  
※課税対象となる場合があります。

※1事業者につき1回の申請となります。

## 対象者

①土佐市内に本社、本店などの主たる事業所がある中小企業及び小規模事業者。ただし、令和2年1月1日時点で、土佐市内に住所を有し、事業収入について税務申告をしているものに限ります。

②令和2年3月又は4月のうちひと月の売上が、前年同月比で50%以上減少しており、テナントに係る賃料（家賃）の賃貸借契約を締結している事業者。

（令和2年1月以降に創業された方については、個別にご相談ください。）

## 申請書類

- ①テナント補助事業補助金交付申請書兼請求書
- ②2019年分の確定申告書の写し又は市県民税申告書の写し
- ③振込先金融機関確認書類（通帳の写しなど）
- ④本人確認書類（運転免許証、保険証など。法人の場合は登記事項証明書の写し）
- ⑤店舗・事業所の賃貸借契約書の写し

## 申請書類入手方法

市ホームページからダウンロードが可能です。または総合窓口、仮庁舎、北庁舎、各支所で配布しております。

## 申請方法

下記まで郵送またはご持参ください。

**締切日：令和2年7月31日（金）**

送付先及び問い合わせ先 平日（月～金）：午前9時から午後5時  
土佐市コロナ総合窓口：土佐市高岡町乙3451-1（つな一で3階）

TEL：088-856-7566

未来づくり課：土佐市高岡町甲2017-1 TEL：088-852-7679

### 注意

不正受給には厳正に対応します。特に悪質な場合は刑事告発する場合があります。